

論文

性犯罪者の教育問題に関する一考察

——教育担当者へのインタビューを中心に——

朴 順龍[†]

要約：本研究は、韓国の性犯罪者の教育プログラムの施行過程上の問題点を明らかにし、教育の効果を高めるための示唆を得ることを目的とする。そのため、教育担当職員4人を対象としてインタビュー調査を実施した。分析方法は、「Lofland & Lofland」手法を採用した。分析結果、教育過程の中で、受刑者の個人差、ラポールの形成、教育方法、教育態度によって教育参加度や教育効果が左右される問題があるということが明らかになった。考察としては、教育参加度を高めるためには、教育担当者と受刑者の間にラポールの形成と、視聴覚資料の確保・活用が重要であることが示唆された。その上、ロールレタリングなどの手法を用いて、立場を交替する練習をした後に、自らと被害者の立場を置き換えて共感するというような慎重なアプローチが必要であるという示唆を得ることができた。

キーワード：韓国、性犯罪者、受刑者教育、共感教育、ロールレタリング

目次

1. 研究背景と目的
2. 研究方法
 - 2-1. 研究方法と研究協力者の選定
 - 2-2. 分析方法
 - 2-3. 倫理的配慮
3. 分析結果
 - 3-1. 受刑者グループの構成の問題
 - 3-2. ラポール形成の困難
 - 3-3. プログラム自体の問題
 - 3-4. 受刑者の態度の問題
4. 考察
 - 4-1. 教育への参加度を高めるための取り組み
 - 4-2. 犯罪事実を直視し、共感能力を向上させるための取り組み

1. 研究背景と目的

近年、韓国では、重大な性犯罪より国民を保護するため、性犯罪者に厳しい判決を宣

[†]同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

*2015年4月1日受付、査読審査を経て2015年7月1日掲載決定

告するだけでなく、出所後も電子監視装置（対象者に足輪を付け、その位置を電子的に追跡する装置）の使用、個人情報への公開、薬物による治療、治療プログラムの受講など、多様な制度が導入された。特に2013年の朴槿恵政権の発足以降、性犯罪が「社会4大悪⁽¹⁾」の一つに指定された。矯正当局においても、矯正心理治療センターを設置⁽²⁾し、性犯罪者教育を段階化・専門化・集中化するなど、性犯罪者の再犯を防止するために多大の努力を傾注してきた。

現在、矯正施設の性犯罪者教育は、性犯罪の原因になった行動を修正するための3段階の認知行動治療⁽³⁾が主流となっている（イ 2007）。その処遇効果については、量的調査としては、成人性犯罪者のプログラム開発と改善を目的とした研究（パク 2014；パク 2013；ユン 2013）や、青少年性犯罪者の共感能力向上に関する研究（コラ 2013, 2011, 2009；キムら 2012；イム 2008）、性犯罪者を対象にした教育プログラムの効果的研究（カン 2014；パク 2013）などの調査研究の成果が報告されている。他方で、質的調査としては、性犯罪者の犯行認識過程を強調した事例研究（キムら 2014）も行われた。ほか、性暴力を根絶するための処罰強化の実効性の分析も行われている。また、共感能力を向上させることを性犯罪者教育の重要な目標であると位置づける論者たちによって（Pithers 1994）、性犯罪者の共感能力を高めるための様々な研究（ユンら 2013；コ 2011；コン 2004；Christmas 2002）も発表されている。

このように性犯罪者に対する教育効果を高めるため、多様な研究と試みが行われて、その妥当性についても活発に議論されている。しかし、矯正心理治療センターが設置されて間もないこともあり、矯正心理治療センターで実施している教育の効果に関する研究は行われていない。更に、矯正心理治療センターの教育担当職員に焦点を当てる聴き取り調査は、まったく行われていないというのが実情である。このような研究状況を踏まえ、本研究においては、性犯罪者教育プログラムの施行過程上の問題点を明らかにし、教育の効果を高めるための示唆を得ることを目的とした。

2. 研究方法

2-1. 研究方法と研究協力者の選定

本研究では、教育現場で発生する物事を描写することができる「半構造化面接法」を採用した。調査項目は細かく分けず、「教育担当職員、受刑者、教育内容、教育環境」など、大きく4項目のみで区分して質問した。調査対象には、現在、韓国の矯正施設で性犯罪者教育を担当している職員3人と、性犯罪者の処遇と一般受刑者教育を担当している職員1人を選定した。調査期間は2014年12月9日から2014年12月18日（10日間）まで、平均インタビュー時間は80分である。研究協力者の属性は以下表1に示す。

表1 研究協力者の属性

協力者	勤務先	勤務年数	担当業務	資格事項
A氏	K1センター	6年	心理教育プログラムの進行・研究・開発, 履修命令の執行, 特性化教育(共感教育)等	相談心理士
B氏	K2センター	8年	心理教育プログラムの進行・研究・開発, 履修命令の執行, 心理検査・評価等	相談心理士
C氏	K2センター	2年	心理教育プログラムの進行, 心理検査・評価等(性犯罪者教育のための特別採用職員)	精神保健 臨床心理士
D氏	K3矯正施設	8年	仮釈放, 受刑者の分類処遇, グッドネイバースプロジェクト ⁽⁴⁾ , 共感教育等	.

出典：筆者作成

2-2. 分析方法

分析方法は、内容を概念のネットワークや軌跡などの形で視覚化して簡潔に提示するメリットがある「Lofland & Lofland (1995)」の手法⁽⁵⁾ (Flick 2011)を参考にした。分析の手順は、録音されているインタビュー資料から逐語録を作成し、①初期コーディング、②焦点化されたコーディング、③抽出されたコードを指示する意味や内容によりカテゴリー化、④生成されたカテゴリー間の関係を図式化という一連の手順により逐語録の分析を行った。

2-3. 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理指針」および「同志社大学『人を対象とする研究』倫理規準」を遵守した。インタビューの前に、承諾を得ることができた研究協力者に研究目的と個人情報の保護、匿名性の保障等を説明し、調査の趣旨と目的を直接説明した後、新たに調査日を決定した。

インタビューの場所には、その内容が外部に漏れないよう日課の後や休日にプライバシーが保証される該当矯正施設のカウンセリング室を使用した。プライバシーを厳守したうえでインタビューの記録を論文に使用することと、個人が特定されないよう、名前や所属機関はアルファベットで表記すること、業務について本人が語りたくない質問には答えなくてもよいことの3点を十分に説明し、理解を得た。録音データと初期コーディングデータは、パスワードが設定されている研究者のPCに再度フォルダにパスワードを設定して管理した。

3. 分析結果

分析結果、逐語録の分析により、教育開始時の教育環境に関する問題と教育終了時の教育評価に関する問題をカテゴリー化することができた。しかし、本稿では教育過程で現

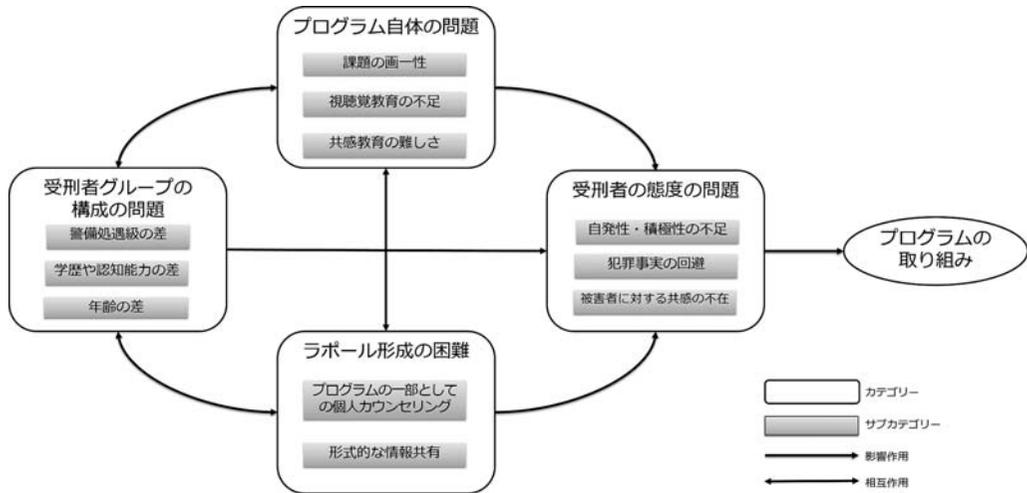


図1 性犯罪者教育プログラムの進行過程で現れる問題点

れる問題点に焦点を当てて、これを概念化し、表2のように4個のカテゴリーと11個のサブカテゴリーを抽出した。また、カテゴリー間の関係を図1のように図式化し、教育過程で現れる問題を明らかにした。これらを踏まえ、それぞれのカテゴリーとサブカテゴリーについて分析・検討した。

3-1. 受刑者グループの構成の問題

一般的に受刑者教育は、個人差を考慮して実施しなければならない（チョン，2012）。しかし、A氏とB氏は、「矯正施設で受刑者の警備処遇級、認知能力や学歴、または年齢などを基準として受刑者グループを構成することは非常に難しい」と語った。特に半期別に受刑者の数が制限されているA氏（K1センター，教育人員20人）とB氏とC氏（K2センター，教育人員10人）の場合には、「受刑者の個人差によりグループを構成することはほとんど不可能である。なぜなら、裁判官は、性犯罪者に犯罪の軽重により懲役刑と同時に教育履修命令を併科しているが、裁判官の命令により性犯罪者教育を実施しているセンターでは、受刑者の個人差とは関係なく、命令を執行しなければならないからである」と語った。

3-1-(a) 警備処遇級の差

A氏は、「K1センターの場合、受刑者の警備処遇級がS2からS4までで構成されており、その中で特にS4の警備処遇級の受刑者の激しい抵抗のため、教育雰囲気は阻害され、教育の進行が大変だった」と語った。A氏は、「受刑者の警備処遇級が大部分S2やS3で構成されたグループを対象に教育を実施した場合には、比較的円滑な雰囲気の中で教育を行うことができた」と語った。また、B氏とC氏は、「K2センターの

表2 「教育課程上に現れた問題点」におけるカテゴリー、サブカテゴリー、コード

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
受刑者グループの構成の問題	警備処遇級(6)の差	「受刑者の警備処遇級の分布が幅広い」「警備処遇級は教育雰囲気と関係がある」「S4級の受刑者の抵抗が激しい」「警備処遇級の差がないグループのほうがいい」
	学歴や認知能力の差	「受刑者の学歴や認知能力は教育効果と関係がある」「学歴や認知能力が低いと、プログラムの理解度が低い」「学歴や認知能力が低いと、課題の遂行能力も低い」
	年齢の差	「受刑者の年齢は自尊感情や理解能力と関係がある」「高齢者は教育に消極的で無口である」「若者は教育に対する抵抗が激しい」
ラポール形成の困難	プログラムの一部としての個人カウンセリング	「ラポールの形成のためにカウンセリングが重要である」「ラポールの形成のための持続的なカウンセリングが難しい」「ラポールは教育に大きな影響を与える」「カウンセリングの時間が短く形式的なのでラポールの形成が困難である」
	形式的な情報共有	「受刑者についての形式的な情報共有はラポールの形成に影響を与える」「受刑者の心理的な変化についての情報共有はラポールの形成のために重要である」「情報共有を疎かにする場合、教育進行が難しくなる」「ラポールの形成の程度によって、受刑者の教育参加度が左右される」「ラポールの形成のための職員相互間に情報を共有することが難しい」
プログラム自体の問題	課題の画一性	「課題は受刑者の多様な差を考慮しなければならない」「課題が画一的であるということはプログラムの運営上の限界である」「受刑者によって課題の量と内容、遂行時間を合理的に調節する必要がある」
	視聴覚教育の不足	「教育方法が講義やグループカウンセリングなど伝統的である」「教育方法によって受刑者の態度が消極的・受動的になる」「教育の理解を高めるために多様な視聴覚資料が必要である」
	共感教育の難しさ	「受刑者に犯罪事実を直視させるのが難しい」「被害者の立場を理解させるのが難しい」「受刑者は犯罪事実を回避、否認、転嫁する傾向がある」「教育初期から反省や謝罪を強調する傾向がある」
受刑者の態度の問題	自発性・積極性の不足	「個人またはグループによって教育がもっと形式的・受動的になる」「受刑者によって職員の教育方式が制限的・指示的になる」「教育自体が義務的であるので自発性と積極性が低くなる」
	犯罪事実の回避	「受刑者が自分の犯罪事実を認定することは難しい」「受刑者は犯罪事実を直視することに心理的抵抗が大きい」「自分の犯罪事実を回避する受刑者は教育態度も拒否的・回避的である」
	被害者に対する共感の不在	「受刑者によって、被害者に対する共感能力に差がある」「被害者への共感能力が低い受刑者は教育理解度や教育態度に消極的である」「共感能力が低い受刑者は被害者に責任を転嫁する場合も多い」「共感を抽象的に理解する受刑者が多い」「被害者への共感教育は形式的になる場合が多い」

出典：筆者作成

場合、相対的に少ない受刑者と、比較的警備処遇級に差がないグループで構成するほうが円滑な教育雰囲気を造成するため重要な要素である」と語った。

3-1-(b) 学歴や認知能力の差

すべての研究協力者（A氏、B氏、C氏およびD氏）が、「受刑者教育を進行する時、学歴と認知能力の差もグループを構成するのに大きな障害要素である。なぜなら、受刑者の学歴が大卒から小学校さえ卒業していない受刑者まで分布されている場合、プログラムや課題の遂行に個人差が大きくなるからである」と語った。A氏は、「あるグループには字が読めない受刑者さえ含まれており、教育を進行するのに多くの支障があ

った」とも語った。その上、A氏とB氏は、「多様な教育プログラムを進行することにより、教育についての理解度が低く、認知能力が足りない受刑者は、グループワークにも積極的に参加できず、課題遂行能力も低い」と語った。

3-1-(c) 年齢の差

すべての研究協力者は、「受刑者の年齢は20代前半から70代まで幅広いため、年齢により教育目標や教育主題を受け入れる能力、社会に対する認識、経験的要素などに大きな差がある。特に、高齢であればあるほど、教育に消極的で無口で低い自尊感情を持っている反面、教育そのものには順応的である。一方、相対的に低い年齢では、教育参加度や課題遂行能力が高い反面、教育に対する抵抗も激しい」と語った。

3-2. ラポール形成の困難

すべての研究協力者は、「受刑者教育プログラムを運営することにおいて、職員と受刑者間のラポール形成が、高い教育効果のため最も重要な要素である。なぜなら、ラポールが形成されていない場合、教育が形式的になってしまう可能性が非常に高くなるからである」と語った。そして、「たとえ、いくらよく構成されているプログラムであっても、職員と受刑者間にラポールが形成されていない教育は無意味である」とも語った。

3-2-(a) プログラムの一部としての個人カウンセリング

すべての研究協力者は、「個人カウンセリングが職員と受刑者間のラポールの形成において必須要素である。教育実施前のカウンセリングは、個人の認知能力や、収容以前の環境や、現在の収容生活についての状況を把握することができる。教育中のカウンセリングは、教育内容を理解しているかどうかや、他の受刑者または職員との関係などを把握するために必要である。教育終了後には、教育目標の達成度や、収容態度の変化などを把握するためのカウンセリングが必要である」と語った。A氏、B氏およびC氏は、「このような一連の個人カウンセリングの過程は、受刑者とのラポールの形成のための基礎的な作業であるだけでなく、プログラムの完成度を高めるため、職員間に共有しなければならない重要な情報となるが、実際には共有されない場合が多い」と語った。A氏とD氏は、「経験的に、ラポールが形成されている場合には、受刑者がプログラムを通じて得る変化より、職員との関係や同僚受刑者との関係から得る変化が大きく、明確であった事例も少なくなかった」と語った。しかし、A氏、B氏およびC氏は、「カウンセリング時間が足りない点、教育全般にわたって行われず、プログラムの一部としてのみ行われる点によって、形式的になる恐れがある」と語った。

3-2-(b) 形式的な情報共有

すべての研究協力者は、「ラポールの形成のため、職員は受刑者の年齢、犯数、刑名、

刑期、犯罪情報などのように基本的に共有しなければならない情報以外にも、教育当時の態度や心境の変化、周りの人との関係の変化、個人カウンセリングの内容などを共有しなければならない」と語った。A氏、B氏およびC氏は、「これはプログラムが終了した後、教育結果に関する内容を共有すること以上に重要なことである」と語った。A氏とB氏は、「情報の共有を疎かにした場合、次回の教育を担当する職員の教育進行が難しくなり、これはそのまま教育の結果にも影響を及ぼすことになる。また、教育担当職員が受刑者に関する情報を持っているかないかによって、教育参加度が左右される状況が発生する恐れもある」と語った。しかし、A氏とB氏は、「ラポールの形成のためには職員間の情報共有が重要である」ということは認めながらも、「受刑者についての具体的な情報を共有するのは容易ではないことである」と語った。

3-3. プログラム自体の問題

すべての研究協力者は、「受刑者の個人差を考慮していないプログラムの内容は、教育の効果を低下させる」と語った。前述のように、受刑者の個人差によって教育の理解度や課題の遂行能力にも差が発生する。しかし、プログラムの運営においては、個人差を考慮していない課題や講義、グループカウンセリングのような伝統的な教育方法を取るのが実情である。A氏とB氏は「このような伝統的な教育方法の限界を克服するためには、視聴覚資料を活用することが必要である」と語った。またA氏、B氏およびC氏は「共感教育のモジュールが被害者に直接的に謝罪と反省を要求する内容であるため、教育に高い抵抗とストレスを感じている受刑者を教育することは、容易ではない」と語った。

3-3-(a) 課題の画一性

前述のように、すべての研究協力者は、「受刑者の個人差により課題の達成度にも激しい差がある。受刑者の教育への参加度を高めるためには、受刑者の多様な差を考慮し、カウンセリング通して課題の量と内容を調節し、教育プログラムの運営時間や課題の遂行時間を合理的に調節する必要がある」と共通して指摘しながらも、「受刑者の構成やプログラムの運営の特性上、個別的な課題の付与や課題遂行の時間を調節することが非常に難しいため画一的な課題を付与している」と語った。

3-3-(b) 視聴覚教育の不足

A氏とC氏は、「一般的に性犯罪者の教育プログラムは、主として心理治療プログラムであり、グループカウンセリングと講義式教育方法を採用しているため、受刑者毎に教育主題や教育目標に関する理解に大きな差がある。また心理教育プログラム以外のプログラム（例えば特性化教育）⁷⁾の教育方法も講義やグループカウンセリングのような伝統的な教育方法に従っているため、教育に対する受刑者の態度が消極的・受動的であ

る。教育主題への理解や課題達成度を高め、教育効果を長期間維持するため、多様な視聴覚資料を確保・活用する必要がある。しかし実際には視聴覚資料の確保・活用が絶対的に不足しているのが実情である」と語った。

3-3-(c) 共感教育の難しさ

A氏とB氏およびC氏は、「性犯罪者教育には、全体のプログラムの中に『共感教育』のモジュールが一部編成されている。そして一般的に、共感教育の前に、自尊感情を高め、自分の感情を表現するプログラムを実施した後、共感教育を進行する流れで構成されている。しかし、受刑者が被害者の立場を共感するためには、自分の犯罪事実を直視しなければならない難しさがある。性犯罪者の場合、自分の犯罪事実を否認、または回避したり、被害者の暗黙の同意があったというように責任を転嫁したり、さらには自分こそむしろ被害者であるという意識を持っている人さえいるため、共感教育を実施することに大きな負担を感じている」と語った。そして、すべての研究協力者が、「共感教育を実施する時、教育の導入部から加害行為に対する反省や、被害者や被害者家族に対する謝罪を中心として構成されているため、円滑な教育の進行が難しい」と語った。

3-4. 受刑者の態度の問題

前述のように、性犯罪者教育は、裁判官の命令によって履修しなければならないため、受刑者の自発性と積極性が低い。そして、教育生グループの構成の問題やラポール形成の問題、プログラム自体の問題は、受刑者の態度にも大きな影響を及ぼす。すべての研究協力者が、「グループが適切に分類されず、画一的な課題を付与したり、伝統的な教育方法を固守したり、職員とのラポールが形成されていない場合、受刑者の積極性と自発性が低下し、教育参加度も低くなる恐れがある」と語った。A氏とB氏およびC氏は、「教育への参加度が低くなると、教育の中・後半には自分の犯罪事実を回避することになり、結果的に教育効果を高めることも難しくなる」ということを指摘した。

3-4-(a) 自発性・積極性の不足

すべての研究協力者が、「受刑者教育自体が裁判官の命令による強制的な教育であるため、教育に受動的な態度をとり、教育に積極的・自発的に参加しにくくなる。結局、このような傾向は、教育の目標達成にも影響を及ぼすことになり、悪循環は継続される」と語った。A氏とB氏およびC氏は、「例えば、教育に適応できない受刑者がグループに数人含まれている場合、抵抗が激しくなり、その人を統制するため、職員の教育方式が制限的・指示的に変わっていく。結局、教育雰囲気を受動的・他律的になり、高い教育効果を期待できなくなる」と語った。そして、「伝統的な教育方法を固守する場合にも、受刑者の多様な差により、教育目標や教育主題の理解にも個人差が発生し、

結局、全体的に自発性と積極性が低くなる」と語った。

3-4-(b) 犯罪事実の回避

すべての研究協力者が、「受刑者が自分の犯罪事実直視することは非常に難しく、抵抗を感じることである」と語った。特に、「受刑者の年齢に大きな差があったり、自分の犯罪に被害意識があったり、職員とのラポールが形成されていないグループの場合には、犯罪事実を直視することに心理的抵抗が激しく、教育に拒否的・回避的な態度をとる傾向がある」と語った。A氏とB氏およびC氏は、「抵抗が激しい場合には、初めから口を閉じ、何も言わない受刑者さえいる」と語りながら、「これは、性犯罪者の場合、非常に典型的な特徴である」とも語った。

3-4-(c) 被害者に対する共感の不在

すべての研究協力者が、「性犯罪者は被害者に対する共感能力が低い。被害者の傷について具体的に共感できず、抽象的に留まる場合が多い」ということを共通して指摘していた。B氏とC氏は、「例えば、K2センターの場合、受刑者は犯罪事実そのものを否認したり、被害者が暗黙の同意をしたというように、被害者に責任を転嫁する場合もある。これは、次回の教育が難しくなる原因ともなる」と語った。A氏、B氏およびC氏は、「受刑者の中では、被害者に対して怒りや恨みを持っている人が多く、教育プログラムの最も重要な目標の一つである共感能力の向上は、大きな成果なしに形式的になる恐れがある」と語った。

4. 考 察

本研究は、韓国の性犯罪者教育プログラムの施行過程上の問題点を明らかにし、教育の効果を高めるための示唆を得ることを目的とした。教育担当者へのインタビューを通し、プログラムの施行過程上、受刑者グループの構成の問題、ラポール形成の困難、プログラム自体の問題、等によってそれらが受刑者の態度にも影響を与えるということが明らかになった。

しかしながら、矯正施設での教育であることを踏まえると、現実的に受刑者のグループを合理的に構成することは非常に難しい。受刑者教育プログラムの一般的な教育方法は、強制性を前提とした環境（キム 2007）の下に、主として講義・講演やグループカウンセリングなど、伝統的な方法に依存しているため、受刑者の自発性と積極性を誘導することには限界がある。従って、このような現実的な限界を克服し、教育に対する受刑者の参加度を高めて教育効果を向上させるために考慮しなければならない点がある。それは、教育担当者と受刑者間のラポールを形成し、教育に自発的に参加できるように受刑者が教育の主体であるという点を明確にする点である。また、個人の能力によって

課題を付与することと、課題や教育内容の理解を深めるため、視聴覚資料を適切に使用する点も重要である。その上、犯罪事実を直視し、被害者に対する共感能力を高めることができるように、受刑者にロールレタリングのような新しい教育方法を導入することも考慮に値する。以上のように、教育担当者へのインタビューを通して、性犯罪者教育プログラムの問題についての取り組みは以下のとおりである。

4-1. 教育への参加度を高めるための取り組み

既存の性犯罪者教育は、定型化されているプログラムとして、多様な研究結果や経験を基に構成されているため、内容的には高い完成度を見せている。しかし受刑者が教育に興味を失い、他律的・受動的な態度をとる場合が少なくない。その背景には、職員と受刑者の間のラポールの不在と、定型化・画一化されている教育方法にあると考えられる。ラポールの形成と教育方法は、矯正施設のように受刑者グループを様々な個人差を反映して構成することができない場合には特に考慮しなければならない事項である。当然の話であるが、受刑者の教育への参加度を高めるためには、教育に直接参加できるようにすることが重要である。そのためには次の事柄が考えられる。

第一に、職員と受刑者間にラポールを形成することである。性犯罪者は自尊感情が低く、犯罪事実を回避する特性があり、教育プログラムについてストレスと抵抗が高いため（イ 2007；ユン 2013；カン 2014）、教育プログラムの一つとしての形式的なカウンセリングではなく、教育実施前から受刑者のニーズが把握できるカウンセリングを活性化しなければならない。具体的には、教育時間に教育担当者が自己開放をして親密性を形成し、受刑者に対する固定観念や偏見を捨てるべきである。そして受刑者の個別性を尊重し、意見を傾聴する姿勢が必要である。その上、受刑者に関して教育から得た細かな情報はもちろん、教育以外の時間に得た情報も迅速・的確に共有されるように、職員間の常時的で持続的なコミュニケーションが必要である。

第二に、個人差を考慮して教育目標と教育内容の理解を深るため、多様な視聴覚資料を確保・活用することである。視聴覚教育の長所は、教育主題や教育目標に関する理解を高め、注意を喚起する機能以外にも、教育効果を長期間維持することも期待できるという点である（カンら 1996）。また、矯正施設では受刑者個人の特性に合う個別課題を付与することに限界があるため、受刑者の個人差に関係なく課題への理解を高めることができる視聴覚資料の活用がさらに求められる。

4-2. 犯罪事実を直視し、共感能力を向上させるための取り組み

性犯罪者が犯罪事実を直視するのは、非常に難しいことである。ほとんどの性犯罪者は、犯罪事実を回避・否認したり、言い訳を探す傾向がある（チョら 2009）。また、さ

らに沈黙する受刑者さえいる（コ 2011）。インタビューを通じ、プログラムに真剣に参加していた受刑者でさえ、犯罪事実と直面すると、急に躊躇したり回避するケースも少なくないことが分かった。したがって、共感能力を向上させるためには、以下の点が考えられる。

第一に、教育の主体を明らかにすることである。インタビューを通じて、共感教育モジュールの導入部から教育担当者が受刑者に被害者や被害者家族に対する反省や謝罪を直接的に要求する傾向があるということが分かった。それは、共感教育の内容が基本的に被害者を中心に編成されているからである（キム 2010）。しかし、岡本（2013 a）は「加害者に被害者の心情を理解させるプログラムは、驚くべきことに、再犯を防止するどころか、再犯を促進させる可能性がある」と述べている。教育の主体は受刑者（加害者）であり、被害者ではない。したがって、共感教育は、加害者の立場から始めなければならない。

第二に、共感教育を、加害者の立場から始め、「漸進的に」被害者の立場になるように実施することである。共感教育は処罰の観点ではなく、和解の観点から始めなければならない（キム 2013）。したがって、教育の導入部から被害者に対して即時的な反省や謝罪を要求するのではなく、対象者が加害者になった動機や原因を探索するように工夫することが考えられる。例えば、対象者の幼い時の DV の被害体験や学校で「いじめ」の被害について語ることから始めることも一つの方策である。それぞれの体験と周囲の人たちとの立場をロールレタリングのような手法を用いて入れ替えて考え、他人の言葉を傾聴する練習の後にはじめて、被害者の立場に共感を促すように改善していくべきであろう。

本研究は、矯正施設で教育を担当している職員へのインタビューを素材に、教育プログラムの運営過程上の問題を明らかにし、受刑者の教育参加度と被害者への共感能力を向上させるために新たな教育方法の可能性を示唆するものである。しかしながら、矯正施設の閉鎖性のため、インタビューの対象を少数の担当職員に制限せざるを得なかった。この限界を克服し、教育実施前の教育環境の問題や教育終了後の教育評価の問題などの多様な問題にアプローチするためにも、より多くの矯正心理治療センターの職員を対象とする深層的研究が必要である。

注

- (1) 4大社会悪は、韓国の朴槿恵大統領が18代大統領選挙の候補者の際、根絶しなければならない4つの犯罪（性犯罪、学校暴力、家庭内暴力、不良食品流通）として発表した公約である。
- (2) 韓国の法務部は、性犯罪防止対策および再犯防止システムを構築するため、2011年11月21日ソウル地方矯正庁に最初に設置し、浦港（2013. 1. 30）、清州（2013. 5. 30）、群山（2013. 11. 28）、密陽（2014. 9. 30）など、全国に5個の矯正心理治療センターを置いている。
- (3) 現在、韓国の刑務所においては、①すべての性犯罪者を対象とする「基本教育（1段階）」、②13歳未

満児童に対する性犯罪事犯と性犯罪による刑罰と100時間以下の教育履修命令が併科された者を対象とする「集中教育（2段階）」、③基本教育と集中教育の後、再犯危険性評価によって高度危険群に分類された者または、刑罰と101時間以上の教育履修命令の併科者を対象とする矯正心理治療センターでの「深化教育（3段階）」のプログラムが実施されている（矯正本部，2011）。

- (4) 近年、韓国のK3刑務所で推進しているプロジェクトとして、受刑者が再犯せず、社会の一員として「自活（self-support）」できるように支援することが主な内容である。このプロジェクトでは受刑者が自ら能動的に参加し、目標を立て自立の道に行くことができるように、一人一人に応じる個別処遇プログラムと、自分の犯罪に対する反省と犯罪のトラウマから脱することができるようにサポートする。
- (5) 個人や社会のコミュニケーション記録物である新聞、書籍、雑誌、TV、ラジオ、映画、演説、手紙、日記、カウンセリング記録、録音テープなどを通し、研究対象に関する資料を収集する内容分析法の一つである。頻度（frequencies）、大きさ（magnitudes）、構造（structures）、課程（process）、原因（causes）、結果（consequences）など、6つの方法研究調査のテーマより類型を求める分析手法である。
- (6) 警備処遇級とは、収容者が逃走などの危険性により収容される施設と戒護の程度を区別し、収容者の犯罪傾向の進展と改善の程度、矯正成績により処遇のレベルを決める基準を意味する。警備処遇級は開放処遇級（S1）、緩和警備処遇級（S2）、一般警備処遇級（S3）、重警備処遇級（S4）に大別される。
- (7) 韓国の矯正心理治療センターでは、心理教育プログラム以外にも、共同体会議、靈性訓練、特別活動、特性化プログラム、教養講座など、多様なプログラムを運営している。

参考文献

【日本文献】

- 浅野正（2011）「被害者の視点を取り入れた教育の効果的な実践（再犯防止と被害者支援の視点から）」『人間科学研究』33, 137-144.
- 緑川徹（2009）「被害者の視点を取り入れた教育（1）-刑務所・少年院における贖罪教育の現状と課題」『比較法制研究』32, 59-76.
- 小田博志、山本則子、春日常、宮地尚子 誠訳（2011）『質的研究入門：〈人間の科学〉のための方法論』春秋社（=Flick, Uwe. (2007) *An introduction to qualitative research*, 3rd Ed）.
- 岡本茂樹（2013 a）『反省させると犯罪者になります』新潮社.
- 岡本茂樹（2013 b）「薬物依存の受刑者に対するグループワークとロールレタリングを用いた心理的支援」『立命館産業社会論集』49(1), 45-56.
- 岡本茂樹（2013 c）「『被害者の視点を取り入れた教育』にロールレタリングを用いたプログラムの効果の研究」『ゲシュタルト療法研究』3, 47-57.
- 岡本茂樹（2012）『ロールレタリング：手紙を書く心理療法の理論と実践』金子書房.
- 矯正協会（1991）『矯正処遇技法ガイドブック』矯正協会.
- 佐藤良彦、多田一、川譲邊、藤野京子、坂井勇、谷村昌昭、東山哲也（2009）「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その1）」『中央研究所紀要』19.
- 佐藤良彦、多田一、川譲邊、藤野京子、坂井勇、谷村昌昭、東山哲也（2009）「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その2）」『中央研究所紀要』20.
- 進藤雄三、宝月 誠訳（1997）『社会状況の分析－質的観察と分析の方法』恒星社厚生閣（=Lofland, J. and Lofland, L (1995) 『Analyzing Social Settings: A guide to Qualitative Observation and Analysis, 3rd Ed』, Wadsworth Publishing）.
- 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部（2011）『刑務所のいま－受刑者の処遇と更生－』ぎょうせい.
- 法務省法務総合研究所編（2011）『平成22年犯罪白書』法務総合研究所.

【海外文献】

- 강명희, 한정선 (1996) 『교육방법 및 교육공학』 교육과학사 (=カンミョンヒ, 한지영 (1996) 『教育方法及び教育工学』 教育科学史).
- 고정애 (2011) 『청소년 성폭력가해자의 피해자 공감향상 프로그램 개발 연구』 서울여자대학교 대학원 (=코지온엔 (2011) 『青少年性暴力加害者の被害者共感の向上プログラムの開発研究』 ソウル女子大学大学院).
- 고정애, 박경 (2009) 「청소년 성폭력 가해자의 공감력 향상을 위한 프로그램 효과」 『한국심리치료학회』 2, 37-51 (=코지온엔, 박기영 (2009) 「青少年性暴力加害者の共感力向上のためのプログラムの効果」 『韓国心理療法学会』 2, 37-51).
- 공은경 (2004) 『대인관계 향상 프로그램개발 연구 (청소년 성폭력가해자를 중심으로)』 경기대학교 대학원 (=콘운기영 (2004) 『対人関係向上プログラムの開発研究 (青少年暴力加害者を中心に)』 京畿大学大学院).
- 김미리혜 (2010) 『성범죄자 교육프로그램 개발』 2010년도 법무부 용역과제 (=김미리혜 (2010) 『性犯罪者教育プログラム開発』 2010年度法務部用役課題).
- 김영식 (2013) 「교정단계의 회복·사범의 적용사례에 관한 연구」 『교정담론』 7 (1), 273-296 (=김영신 (2013) 「矯正段階の回復・司法の適用事例に関する研究」 『矯正談論』 7 (1), 273-296).
- 김용구, 김재경 (2009) 「수형자의 교정교육 프로그램의 개선안」 『법학연구』 30, 997-1018 (=김용구, 김재경 (2009) 「受刑者の矯正教育プログラムの改善案」 『法学研究』 第30巻, 997-1018).
- 김은주, 조성호 (2012) 「청소년 성폭력 통념과 피해자공감이 도움행동에 미치는 영향」 『학생생활연구』 25, 37-59 (=김은주, 조성호 (2012) 「青少年暴力の通念と被害者共感が助けの行動に及ぼす影響」 『学生生活研究』 25, 37-59).
- 김정희 (2012) 『사회적응훈련원의 활성화안 (NEIGHBOR project)』 교정본부 실무연구 (=김정희 (2012) 『社会適応訓練院の活性化案 (NEIGHBOR project)』 矯正本部・実務研究).
- 김정희 (2014) 『성폭력 가해자 교정프로그램의 효과성 연구』 고려대학교 대학원 (=김정희 (2014) 『性暴力加害者矯正プログラムの効果性研究』 高麗大学大学院).
- 김진숙, 정세중 (2014) 「교도소에 수감된 성폭력 범죄자의 범죄인식과정에 대한 질적 사례연구」 『한국범죄심리연구』 22, 53-80 (=김진숙, 정세중 (2014) 「刑務所に収監された性的暴力犯罪者の犯罪認識過程に関する質的事例研究」 『韓国犯罪心理研究』 22, 53-80).
- 박소은 (2012) 「교도소 수형자를 위한 인성교육 프로그램의 유효성 검증에 관한 연구」 『한국치안행정론집』 10 (4), 121-144 (=박소은 (2012) 「刑務所受刑者のための人性教育プログラムの有効性検証に関する研究」 『韓国治安行政論集』 10 (4), 121-144).
- 박은우 (2014) 『성폭력 범죄자 교정프로그램의 개선방안에 관한 연구』 동국대학교 대학원 (=박은우 (2014) 『性暴力犯罪者矯正プログラムの改善案に関する研究』 東国大学大学院).
- 박정희 (2013) 『성폭력 가해자 교정프로그램의 효과 분석』 대구 카톨릭대학교 대학원 (=박정희 (2013) 『性暴力加害者矯正プログラムの効果分析』 大邱カトリック大学大学院).
- 박진혁, 이재우, 유미경, 장소영, 김중균 (2013) 「핵심프로그램이 성범죄자의 인지 및 사회적 그리고 정서적 특성에 미치는 영향」 『한국법의학저널』 37, 145-152 (=박진혁, 이재우, 유미경, 장소영, 김중균 (2013) 「核心プログラムが性犯罪者の認知や社会的そして、情緒的な特性に及ぼす影響」 『韓国法医学ジャーナル』 37, 145-152).
- 윤정숙, Ramond A, Knight · Judith E, Sims-knight (2013) 『성범죄자를 위한 치료프로그램 개발 및 제도화 방안 (Ⅱ)』 한국형사정책연구원 (=윤정숙, Ramond A, Knight · Judith E, Sims-knight (2013) 『性犯罪者のための治療プログラムの開発及び制度化案 (Ⅱ)』 韓国刑事政策研究院).
- 이백철 (2007) 「Nothing Works 의 교정치료 프로그램의 재평가」 『교정연구』 36, 7-41 (=이백철 (2007) 「Nothing Works 의矯正治療プログラムの再評価」 『矯正研究』 36, 7-41).
- 임영선 (2008) 『청소년 성폭력 가해자 집단프로그램의 효과성 (인지행동프로그램을 중심으로)』 경기대학교 대학원 (=임영선 (2008) 『青少年性暴力加害者グループプログラムの効果性 (認知行動プロ

- グラムを中心に)』京畿大学大学院).
- 천정환 (2012-a) 「수형자교정 프로그램의 분석과 개선방안」『한국치안행정론집』 9 (3), 67-86 (= チョンジョンフワン (2012-a) 「受刑者矯正プログラムの分析と改善方案」『韓国治安行政論集』 9 (3), 67-86).
- 천정환 (2012-b) 「한국의 교정복지정책의 문제점」『교정복지연구』 제 25 호 143-169 ((2012-b) 「韓国の矯正福祉政策の問題点」『矯正福祉研究』 25, 143-169).
- 최영신, 홍영오, 이법호, 정영진, 이창한, 김안식 (2007) 『수형자의 사회복귀와 처우연계』 한국형사정책연구원 (= チュエヨンシン,ホンヨン오,이보프로,チョンヨン진,이찬한,김안식 (2007) 『受刑者の社会復帰や処遇連携』 韓国刑事政策研究院).
- Christmas N Covell (2002) 「Empathic deficits in sexual offenders」『Aggression and Violent Behavior』 7(3), 251-270.
- Pithers, W. D (1994) 「Process evaluation of a group therapy component designed to enhance offenders' empathy for sexual abuse survivors」『Behavior Research and Therapy』 5, 565-570.

A Consideration on Education Problems of Sex Offenders :
Based on Interviews with Professional Educators

Soonyong Park

This article deals with the problems of educating sex offenders at correctional psychology therapy centers in Korea. The result of this study is based on interviews with four professional educators. The interviews showed that the problems can be categorized into four concepts. By using the process analysis method of Lofland & Lofland, the four concepts can be focused on the two improvement issues. One is sex offenders' voluntary participation in the education program, and the other one is the improvement of the individual education method. Inmates are different regarding their guard treatment grade, educational background, cognitive ability, and age. In order to improve sex offenders' voluntary participation in the education program, it is important to build rapport between educators and offenders, and to prepare audio-visual materials helping them to understand the benefits of the education program. Besides, in order to improve the effectiveness of education for sex offenders, it is necessary for educators to approach the sex offenders' criminal behavior carefully, and to introduce new education methods program such as role-lettering which puts them in another persons' position.

Key words : Korea, Sex offender, Inmate education, Empathy education, Role-lettering